

販売店・飲食店・宿泊施設のみなさんへ

「すまいるしょっぷ」の申請を

ぜひお願いします

市ではごみの減量や資源化に取り組んでいらっしゃる事業所さんを「沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所『すまいるしょっぷ』」と認定し、市民の皆様に紹介しています。



簡易包装を推進

小盛メニューやハーフサイズメニューがある

広告等は再生紙を使用

料理の持ち帰りOK

など

**裏面に記載している項目のうち、3つ以上
当てはまる場合に、認定となります！**

認定事業所さんは、

- 市HP、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」に事業所名等を掲載しています。
- フェイスブックページ「エコのまち沼津」に新規認定事業所情報として記事を投稿しています(更新時にも)。
- ほかにもパネル展の開催等により、市民の皆さんに環境に配慮したやさしいお店&宿泊施設として紹介しています。



対象となる事業所

沼津市内で事業活動から生ずる廃棄物を適正に処理する事業所のうち、以下の項目を実施している小売店・飲食店・宿泊施設が対象です。

認定の要件

以下に掲げる事項のうち、3以上の事項を実施している事業所さんを「すまいるしょっぷ」と認定しています。

販売店

1. ごみとなるものをむやみに売らない取り組み

- ☐簡易包装(トレイの自粛も含む。)推進に取り組んでいる。
- ☐買物袋の持参を呼びかけている。
- ☐詰め替え商品、再使用可能な容器、再生品(エコマーク、グリーンマーク商品等)を販売している。
- ☐計り売りや裸売り販売をしている。

2. 食品ロス削減の取り組み

- ☐賞味期限又は消費期限が近づいている商品の値引き販売をしている。
- ☐ごみの排出時に水切りをしている。
- ☐小盛りメニュー又はハーフサイズメニューの設定がある。
- ☐生ごみの再生利用(生ごみの肥料化又は飼料化)を行っている。

3. 資源化の推進

- ☐発泡スチロール等、資源化の可能なものを店頭等で回収し、資源化している。
- ☐商品の修理サービスを行っている。
- ☐広告チラシ、包装紙、店内のトイレトペーパー、コピー用紙、名刺等には、再生紙を使用している。

4. 意識啓発

- ☐ごみ減量・資源化計画を独自に定め実施している。

飲食店・宿泊施設

1. ごみとなるものをむやみに売らない取り組み

- ☐使い捨て提供物の使用を自粛またはリユース(繰り返し活用)している。

2. 食品ロス削減の取り組み

- ☐食材を使い切る工夫をしている。
- ☐3010運動(宴会で食べ残しをしないよう、最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ。)を顧客に推奨している。
- ☐食べ残しがなかった場合に特典を付与、または食べ残しがあった場合は有料化している。
- ☐食べ残しの持ち帰りができる工夫をしている。
- ☐ごみの排出時に水切りをしている。
- ☐小盛りメニュー又はハーフサイズメニューの設定がある。
- ☐生ごみの再生利用(生ごみの肥料化又は飼料化)を行っている。

3. 資源化の推進

- ☐事業所から発生する廃棄物の分別リサイクルに取り組んでいる。
- ☐再生品(エコマーク、グリーンマーク商品等)を購入し、利用することに努めている。
- ☐広告チラシ、包装紙、店内のトイレトペーパー、コピー用紙、名刺等には、再生紙を使用している。
- ☐顧客に向けて、ごみの減量化の呼びかけを行っている。

4. 意識啓発

- ☐ごみ減量・資源化計画を独自に定め実施している。

認定期間

2年(更新可能)

認定から2年を経過し5以上の事項を実施している事業所さんは「金賞すまいるしょっぷ」として認定しています。

※ただし、必須事項あり

申請方法

申請書記載などの手続きや簡単な聞き取りがあります。
詳細は、沼津市クリーンセンター(TEL 055-933-0711)へ。



すまいるしょっぷに認定されている各店舗及び宿泊施設は、ごみの出し方や収集日が確認できる「沼津市ごみ分別無料アプリ『さんあ〜る』」でご覧になれます。

さんあ〜るダウンロードはこちらから

